

令和4年度 各種補助金事業申請にあたっての留意点

日頃より、東京都広域スポーツセンター事業に、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年度の補助金申請は、例年通りのスケジュールで行いますが、今後変更が生じた場合には、別途お知らせします。申請にあたっては、下記の点にご留意ください。よろしくお願いいたします。

1 都民参加事業

○推奨事業

- (1) 働き盛り世代が参加しやすい工夫、又は障害者が参加しやすい工夫を施した事業
※東京都では、20代～40代の働き盛り世代や障害者のスポーツ実施率が低い状況となっております。そうした現状を鑑み、働き盛り世代や障害者が参加しやすい工夫をしている事業に対し、評価を行います。
- (2) 多くの非クラブ会員に参加していただく工夫、入会を促す工夫がされている事業

2 都民、シニア共通

○推奨事業

補助金交付実績の有無にかかわらず、クラブが新規に実施する事業

(1) 前年度からの主な変更点

内容の変更点はございません。様式は必ず令和4年度の様式を活用してください。

(2) 特にご注意いただきたいこと

○事業実施にあたっては、(公財)日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に沿って、感染予防対策を図ってください。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により、事業規模の縮小や延期及びオンラインの活用等についてご検討ください。事業計画を大きく変更する場合は速やかに「事業計画変更承認申請書」等を提出してください。

○事業を中止した場合、補助金は返還していただくこととなります(要項第12条)
新型コロナの影響で事業実施が困難な状況も想定されますが、事業を中止した場合には補助金は返還していただくこととなります(昨年度の補助金でも返還となるケースが発生しました)。予め御承知おきください。無理な計画及び申請は避け、予備日の設定等の代替措置を講じるなど、極力中止は避けるように努めてください。

○書類の提出期限を厳守してください。

- ・申請書提出：4月1日～4月15日(消印有効)
- ・概算交付請求：事業実施(開始)月の前月5日まで(添付書類とともに)
- ・完了報告書・決算書・領収書・写真・チラシ等：
事業完了後30日以内又は令和5年3月15日のいずれか早い日まで

○対象事業の経理は、対象事業以外の経理と明確に区分し会計処理をしてください。

○補助金を充当する経費の支出の際、クレジットカードや電子マネーの利用及びポイントの受領（ポイントカード、ネット通販で得られるポイントを含む。）を禁止しています。

○事業の様子が分かるように必ず写真に記録し、実績報告書とともに提出してください。購入物品・借用物品も必ず写真に記録して、領収書とともに提出してください。

○対象事業の実施に当たり、チラシ、パンフレット及びホームページ等を作成するときは、以下の文言を記載してください。

この事業は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が支援しています。

作成したチラシは、補助金充当の有無を問わず、完了報告時等に御提出ください。複数日で実施する事業については、すべての事業実施日のチラシを御提出ください。

○提出書類を作成する際、消せる筆記用具（鉛筆やいわゆるフリクションペン）は使用しないでください。領収書も同様です。特に、謝金の領収書にフリクションペンを使用している例が見受けられますので、御注意ください。

○提出書類は、必ず代表者（会長、理事長、代表等）の職氏名を記入し、法人印又は代表者の印鑑を押印してください。（概算交付請求書、完了報告書は、実印又は使用印鑑届で指定した印に限ります。）

○本事業は、次年度以降の実施が確約されているものではありません。その状況を鑑み、補助金に頼らない事業の継続及び今後の事業につながる補助金の活用を念頭に置いていただき、有効に御活用ください。

○本事業においては、目的に沿った事業の実施と、補助金が適正に使われたことを外部へ説明できることが必要要件です。

事業目的を御理解いただき、要項や手引き等をよく読んでいただいた上で手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。